

緊急安全措置実施前の同意について

久喜市空家等の適切な管理に関する条例（素案）抜粋

（緊急安全措置）

第8条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に重要な危害を及ぼすおそれがあると想定され、かつ、第2条の助言又は指導、若しくは前条の勧告又は法第14条第1項の助言若しくは指導、同条第2項の勧告若しくは同条第3項の命令により所有者等に当該危害を避けるための措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要があると認める場合に限り、当該危害を避けるための必要最小限の措置（以下、「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じようとするときは、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該空家等の所有者等の所在が判明しないときやその他のやむを得ない事由により当該空家等の所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該空家等の所有者等を確知することができないとき又は当該空家等の所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

4 市長は、第1項の措置に係る費用を支出したときは、当該空家等の所有者等へその費用の償還を請求することができる。

■第2項（実施前の所有者への同意）

- ・緊急安全措置を実施するときは、あらかじめ当該所有者等の同意を得るものとし、緊急安全措置実施同意書により行うものとします。
- ・当該空家等の所有者等が判明しないときや、所有者の調査に相当の時間を要する場合など、やむを得ない場合は、同意を得ずに実施することができます。

【緊急安全措置の規定について（法に関する国Q&Aより）】

（国土交通省及び総務省の考え方）

法は応急措置について何ら規定をしていませんが、これは、所有者等の同意を得て緊急安全措置を実施する旨の規定を有する条例を各団体が有することを妨げるものではなく、緊急事態にそれぞれの条例に基づいて手続きを行っていただくことは他法令に反しなければ可能と考えます。

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

緊急安全措置実施同意書

久喜市長 宛て

氏名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
名称及び代表者の氏名 〕

私が所有（管理）する下記の空家等について、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定による緊急安全措置を講ずることに同意します。

また、私が緊急安全措置に要した費用を負担することについて、同意します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地 久喜市
用途